



報道関係者各位

令和5年1月30日

「舞鶴市出産・子育て応援事業」の開始について

国の令和4年度第2次補正予算において創設された「出産・子育て応援交付金」による「舞鶴市出産・子育て応援事業」について、2月1日（水）を事業開始日として実施いたしますので、お知らせいたします。

1 事業の目的

核家族化が進み、地域とのつながりも希薄となる中で、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期を通じて全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い身近な相談に応じながら、多様なニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」の拡充を図るとともに、新たな「経済的支援」を一体的に実施する。

2 事業開始日 令和5年2月1日

3 事業の内容 別紙のとおり



SDGs 未来都市

舞鶴市健康づくり課（飯田、上羽）・子ども支援課（波多野、瀬野、中西）

〒625-0087 舞鶴市余部下 1167 番地（保健センター）

TEL: 0773-65-0065、FAX: 0773-62-0551

E-mail: kenzo@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市出産・子育て応援事業について

1 事業の内容

伴走型相談支援

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から生後4か月までの間のそれぞれにおいて、保健師や助産師等による面談などの機会を拡充し、1人ひとりのニーズに応じた支援につなげる。

経済的支援

妊娠時：出産応援給付金（5万円） 妊娠の届出時の面談後に支給

出生後：子育て応援給付金（5万円） 出生届出から4か月までの面談後に支給

2 事業開始日 令和5年2月1日

3 出産・子育て応援給付金の支給について

① 対象者 市内在住者のうち、以下のいずれかに該当する人

《出産応援給付金》 ・ 令和4年4月1日以降に妊娠の届出をされた妊婦

・ 令和4年4月1日以降に出生した児童の母

《子育て応援給付金》 ・ 令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する人

② 遡及支給

令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に出生・妊娠の届出をされた方については、面談に代わるアンケート実施をもって支給する。遡及期間に出生された方には、「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」を併せて支給する。

●原則として、電子申請による受付とする。

●当面の間は現金給付とし、申請者の指定口座へ応援給付金を振り込む。

4 案内発送等スケジュール

対象者	案内時期	給付時期
【遡及給付】 ・ 令和4年4月1日から令和5年1月31日の間に出生した児童の養育者	2月中旬から順次案内通知を発送	申請受理後、約1か月後に指定口座に振込予定
【遡及給付】 ・ 令和4年4月1日から令和5年1月31日の間に妊娠の届出をされた方		
・ 令和5年2月1日以降に <u>出産</u> された方	出生届出後、1か月以内に案内通知を発送	出生後、新生児訪問の実施後に振込
・ 令和5年2月1日以降に <u>妊娠の届出</u> をされる方	妊娠の届出時に保健センターで案内	届出をされた翌月以降に振込